

# 統合高等審議会報告書(1991～2013年)にみる移民のフランス的統合(4)

—ムスリムアイデンティティをめぐる統合政策の変化を中心として—

○明治学院大学国際学部 浪岡新太郎

パリ政治学院 CERI エレン・ルバイ

## 1 目的

本報告の目的は、報告書において、「統合(市民権への十全なアクセス)」の観点から、どのように移民出身者のムスリムアイデンティティが「障害」として描かれ、その解決策が提言されたのかを明らかにすることである。報告書の該当部分は、移民出身者のムスリムアイデンティティに関して、外国の伝統や過激なイスラーム勢力との繋がりを明らかにした上で、この繋がりとフランスのライシテ(政教分離)原則や男女平等原則との(非)両立性などを検討している。本報告では、時期によって特に扱われる争点の変容に注目する。そのことで第三共和制からの連続性が強調される「統合」の内実が、実際には、時期によって変容することを明らかにする。また、「統合」とムスリムアイデンティティの対立性を強調する政治家やメディアの発言に対して、どの時期に、どのように審議会が自律性を保った(もしくは失った)のかを明らかにする。

## 2 方法

本報告は、審議会の1991年から2013年までの全報告書を分析した。分析の視点は次の三つである。第一に、報告書は移民出身者のムスリムアイデンティティの何を「障害」と判断したのか。第二に、どのような知見に依拠して判断したのか。第三に、「障害」を解消するためにどのような政策を提言したのか、である。

## 3 結果

(1)報告書には、全ての時期を通じて「統合」の観点からムスリムアイデンティティに関して共通する提言が二点ある。第一に、外国との繋がりを断ち切る必要があるということ。第二に、行政の恣意的な判断を排し、他の宗教アイデンティティと同じような権利を保障する必要があるということである。

(2)2001年の報告書までとそれ以降の報告書との間には大きな差がある。前半の報告書は、研究者の知見に依拠して、ムスリムアイデンティティを「統合」に資するものとして評価した。移民出身者において移民先での言語、教育、労働に適應するために出身地域を同じくする移民出身者が共通するムスリムアイデンティティの下に集まり、連帯し、情報を交換することは、移民出身者が移民国の環境に慣れるために必要な過程として肯定的に評価した。この観点から、報告書は、公立小中高校でのイスラームのスカーフ着用を禁止すべきという政治家やメディアの言説を批判し、既存の法律の枠内で認めるべきと提言した。この時期には、報告書は政治家やメディアの言説に対して自律性を保ったといえる。これに対して、後半の報告書は、ムスリムアイデンティティを外国の伝統やイスラーム過激派と結びつけ、ライシテと特に男女平等原則に対立するものとして叙述することで、「統合」に資するものとはみなさない。その際に、研究者の知見よりも学校や病院などでの証言を重視する。この時期には、報告書は政治家やメディアの言説を取り込み、行政のイスラームへの介入の範囲の拡大と深化を正当化する。まず、報告書は、公立小中高校での「ヒジャブ着用の禁止法(2004年)」と公道での「ブルカ着用の禁止法(2010年)」を正当化する。その上で、禁止の範囲を大学や私企業にまで拡大することを提案する。さらに報告書はスカーフやブルカの着用を禁じるだけでなく、移民出身者がそもそも着用を望まないようにすることが重要であると述べ、行政の介入をムスリムとしての行動だけでなく、移民出身者の内面、ハビトゥスにまで深化させることを提言する。

## 4 結論

前半とは大きく異なり、後半の報告書は、ムスリムアイデンティティをライシテや男女平等原則と対立する、規制の必要なアイデンティティと見なした。そのために、ムスリムアイデンティティを理由とした市民権へのアクセスの制限を、報告書は「統合」の観点から批判するのではなく、正当化した。